

詔が發布されている。その間僅か四六年間であり、此の事は外来の文化たる仏教が何故に在来の宗教にとつて代る事が出来たかが問題になるのである。

「日本書紀」に見られる十七条憲法（推古天皇十二年）は國家統治の行政規範であり、当時の為政者は漸く國家意識にめざめ、当代に於ける「唐帝國」の模倣につとめ、まず外形的には寺院伽藍等の設備を整へ、また唐の律令制を移入し、更には福祉施設の如き四天王寺に於ける四ヶ院の設置をみたのである。

次には朝鮮半島をめぐる動勢と我國との關係であり、高句麗は南進して百済の首都慰礼城をおとし、百済は此れが為に漢江の流域を放棄して都を熊津に遷都してゐる。恰かも時を同じくして、百済の聖明王より、我國に再度にわたつて仏像經卷を献上しているのは、我國に對し、その反對給付としての援助を乞わんが為めだと推察できる。此のようにして百済を経る南朝の中國文化が六世紀の日本に移植され、飛鳥文化の展開を可能ならしめる前提条件が形成され、更には高句麗をも媒介とする中國北朝の文化が輸入される道も開けてきたのである。

時に蘇我氏は集樞政府としての道をたどつていた大和政府の最高の官としての役割を演じた政務の執行に役する刀筆の吏であり、大陸文化に親しんでいた帰化人系氏族との關係が深かつたから比較的豊かな理解力を持つて仏教受容に一役かつたものと思われる。更には蘇我氏の政治的地位を強化する為にも新來文化を持つて、その地位を誇示しようとしたのかも知れない。以上の諸要素が因となつて仏教受容の表面的な理由となつてくるのである。

然し寺院そのものに就いて見ると、仏教儀礼が行われる場としての寺と日本固有の宗教儀礼の一環としての古墳との關連が問題になつてくるのである。当代の寺院を文獻と遺跡より見て約五三寺を挙げられるが、その中で田中麿寺、安倍寺、巨勢寺、豊田麿寺、新堂麿寺、野中寺、三田麿寺等の如きは全く古墳と地的關連を持ち、また古墳の上に寺が建立されたのも見られる。更に一般的には古墳の持つ地的条件（立地条件）が似通よつてゐることも挙げられる。古墳が祖靈を拝すべき所となり、そこにはやがて家形植輪、器財植輪が常設的に飾られた

人達が集まつて墳墓の祭りも行われたものと思われる。

書紀の崇神天皇の条には「日は人づくり、夜は神づくり」と見られるが如く、古墳に對して、「死者を葬る穢れた場所」と云う意識は見られないで「祖先代々を祭る墓」としての意識が持たれたのではないかと思われる。

亦寺院の殆んどは氏族によつて建立された氏寺と云う形態をとり、寺院の持つ性格の一端がうかがえるのである。

では寺院の持つ意味を文献の上から見ると書紀の用明天皇から持統天皇の間に仏教に就いて一五三項目の記事が書かれている。その中で儀式としての記事で目的（願望）が解るのを要約すると、祖先供養（崇拜）護國、戦勝、災難消除、雨乞、病氣平癒祈願等であり、此れらから推察するに仏教渡来以前の在来の宗教儀礼にも以上の願望を持つものが存在したと考えられる。特に此の中に於て祖先供養の占める記事が多い。亦造寺、造像に就いてみると、粟原序鑪盤銘、高田屋結諱碑、法隆寺釈迦造像記、法隆寺旧釈迦諾像記等に見られるが如く、同様にその目的は祖先供養（崇拜）の対象となつてゐる。

書紀の崇峻天皇元年の条に、百濟より仏舍利の献上があり、推古天皇元年の条に、仏舍利を法興寺の刹柱の礎の中に置いた記事がある。此の舍利を坪井清足著の「飛鳥寺」に於いての記事に、埋葬されていた品部や規模が全く後期古墳時代のものと同似するとされているところから、「古墳」の持つ意味と「寺院」の持つ意味が似通つてゐることは別に疑問のはさむところがないのである。

故に氏族集団が爲した古墳に於ける宗教儀礼と古墳の築営はやがて寺院建立と云う方向に進み、飛鳥時代の寺院は旧來固有の我國の文化と新來の仏教文化との融合が生じ、此の兩者の性格を兼ね備えたものとして、地上に姿を見せはじめたものであると考えられるのである。

仏教福祉学専攻

都市に於ける老人問題の一考察

京都市の実態を中心とした

老人と家族について